

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月16日
【会社名】	NANOホールディングス株式会社
【英訳名】	Nano Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長CEO 松村 淳
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-6432-0020
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 松尾 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-6432-0020
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 松尾 隆
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (発行価額の総額) 60,800,000円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額の合計額を合算した金額) 61,600,000円 (注) 1. 本募集は2026年10月16日開催の当社取締役会決議に基づき、ストック・オプションの付与を目的として新株予約権を発行するためのものであります。 (注) 2. 新株予約権の発行価額の総額及び発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出日現在における見込額であります。 (注) 3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。 (注) 4. 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第5項第2号の金額通算規定により本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

（1）【募集の条件】

発行数	8,000個（新株予約権1個につき100株） （注） 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	60,800,000円 （本有価証券届出書提出日現在における見込額です。）
発行価格	本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した1株当たりの公正な評価単価に付与株式数を乗じた金額とします。但し、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、本新株予約権の割当てを受ける者と当社との間で締結されるアドバイザー契約等に基づき本新株予約権の割当てを受ける者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとします。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年11月3日（火）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	NANOホールディングス株式会社 総務部 東京都港区愛宕二丁目5番1号
割当日	2026年11月4日（水）
払込期日	2026年11月4日（水）
払込取扱場所	株式会社SBI新生銀行 本店 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号

- （注）1. NANOホールディングス株式会社第23回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）については、2026年10月16日付の当社取締役会において発行を決議しております（以下「発行決議」といいます。）。
2. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当契約を締結するものとします。
3. 払込期日までに割当予定先との間で本新株予約権の割当契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当による本新株予約権の発行は行われないことになります。
4. 本新株予約権の募集は、ストック・オプション付与の目的をもって行うものであり、当社の社外協力者に対して割当てを行うものであります。本新株予約権の募集の割当ての対象となる者の人数及び割当て新株予約権数は以下のとおりであります。

対象者	人数	割当新株予約権数
社外協力者	2名	8,000個

5. 新株予約権の目的となる株式に係る振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式800,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。ただし、付与株式数は下記（注）1. の定めによる調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	61,600,000円（本有価証券届出書提出日現在における見込額である。） （注） 別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄により、付与株式数が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前述の資本金等増加限度額から前述に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権を行使できる日を2029年8月14日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 NANOホールディングス株式会社 総務部 東京都港区愛宕二丁目5番1号 2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社SBI新生銀行 本店 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使日において、当社又はその子会社・関連会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、社外協力者等の地位にあること。 2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は原則として認めない。 3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 4. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、新株予約権者が権利行使をする前に、死亡した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。 2. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、株式移転計画書承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約書承認の議案もしくは新設分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は、取締役会の承認がなされた場合）、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で本新株予約権を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づき、それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画に定めた場合に限るものとする。 ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」に準じて決定する。 ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に従って定める行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の末日までとする。 ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。 ⑦ 新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 ⑧ 新株予約権の譲渡制限 譲渡による再編対象会社の新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 ⑨ 新株予約権の取得事由 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。
--------------------------	---

（注）1. 付与株式数の調整

なお、発行決議日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、発行決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとします。

3. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前項(2)号に定める口座に入金された日に発生します。

4. 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
61,600,000	12,000,000	49,600,000

(注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の見込額（2026年10月15日時点の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準とします。）を記載しております。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行なわれない場合及び新株予約権者がその権利を喪失した場合並びに当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、ストック・オプションとして発行するものであり、資金調達を目的としていません。なお、新株予約権の割当てに際し、払込期日（割当日と同日）において、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する本新株予約権の割当てを受ける者と当社との間で締結されるアドバイザリー契約等に基づく報酬債権をもって相殺するものとします。また、新株予約権の行使による資金の払込みは、新株予約権の割当てを受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難です。したがって、新株予約権の行使による手取金は、運転資金に充当する予定ですが、具体的な金額については、新株予約権の行使の際の払込みがなされた時点の資金状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、別途時点を明記していない限り本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

(1) 社外協力者1

a. 割当予定先の概要	氏名	Neil Gibson
	住所	米国カリフォルニア州サンディエゴ
	職業の内容	コンサルタント
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先は、当社の普通株式を保有しておりません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社は割当予定先との間で2026年2月1日付でアドバイザー契約を締結しています。

(2) 社外協力者2

a. 割当予定先の概要	氏名	Michael Houston
	住所	米国ワシントン州ベルビュー
	職業の内容	コンサルタント
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先は、当社の普通株式を保有しておりません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社は割当予定先との間で2024年8月6日付でアドバイザー契約を締結しています。

c. 割当予定先の選定理由

割当予定先となる社外協力者2名とは、それぞれアドバイザー契約を締結しており、当社に対して継続的に役務を提供しております。

Neil Gibson氏は、当社米国子会社の会長として、長年にわたる創薬研究及びグローバル製薬企業における豊富な経験・知見を活かし、当社グループ及び投資先企業の研究開発、事業開発及びグローバル展開等に関する助言・支援を行っております。

Michael Houston氏は、創薬及びCDMO領域における豊富な経験・知見を活かし、当社グループの研究開発、投資候補先の評価及び事業価値向上等に関する助言・支援を行っております。

当社は、両氏の専門的な知見、経験及びネットワークを活用した継続的な支援が、当社グループ及び投資先企業の成長並びに当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと判断しております。このため、両氏に対して当社の企業価値向上へのインセンティブを付与するとともに、当社株主との価値共有を一層促進し、今後も継続的な役務提供を促すことを目的として、割当予定先として選定いたしました。

また、各割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的となる株式数については、両氏が提供する役務の内容、これまでの貢献、今後期待する役割及び本新株予約権の発行による希薄化の程度等を総合的に勘案し、相当であると判断いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

Neil Gibson氏に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数 400,000株

Michael Houston氏に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数 400,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを面談時に口頭で確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

本新株予約権の発行に係る払込金額については、割当予定先が当社に対して有する報酬債権と相殺することとしております。当該報酬債権の金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定さ

れる本新株予約権の発行価額に応じて確定するため、本有価証券届出書提出日時点では確定しておりませんが、当社は、割当予定先に対して本新株予約権の発行価額相当額の報酬債権を付与する予定であることから、本新株予約権の発行に係る払込みに必要な資力について問題はないものと判断しております。また、本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関しては、割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭により確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、当該予定先である社外協力者に対して、反社会的勢力とは一切の関係がないことについてのヒアリングを実施し、当該割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。また、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行価格は、当社から独立した第三者評価機関(株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス・コンサルティング」といいます。))が、本新株予約権の割当日において、当社普通株式の株価終値(2026年11月4日の当社普通株式の終値(当日に終値がない場合は、前営業日の終値))、本新株予約権の行使価額(1円)、権利行使期間(2.78年)、当社株式の株価変動性(2.78年間(2024年1月25日から2026年11月4日まで)の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率)、配当利回り(0%(1株当たり0円の直前期の配当実績に基づき算出))、無リスク利子率(残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率)その他の本新株予約権の諸条件を考慮の上、ブラック・ショールズ・モデルにより算定した1株当たりの公正な評価単価に付与株式数を乗じた金額としております。なお、当該算定に用いる各基礎数値その他の具体的な算定条件については、割当日における市場環境その他の諸条件を踏まえて決定される予定です。

また、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、本新株予約権の割当てを受ける者と当社との間で締結されるアドバイザー契約等に基づき本新株予約権の割当てを受ける者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとします。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、第三者評価機関であるプルータス・コンサルティングが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているブラック・ショールズ・モデルを用いて公正価値を算定しているところ、プルータス・コンサルティングの算定結果は合理的な公正価格であると考えられるため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額については、割当予定先に対し、当社の中長期的な企業価値の向上へのインセンティブを付与し、当社株主との価値共有を一層促進することを目的として、1株当たり1円に設定しておりますが、当該行使価額は、上記のとおり、本新株予約権の公正価値の算定に際して考慮されており、行使価額を1株当たり1円とすることによる本新株予約権の経済的価値への影響も発行価額に反映されることから、当該行使価額の設定についても合理性があるものと判断しております。

また、これらの判断に当たっては、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員から、本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は800,000株(議決権数8,000個)であり、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数82,100,758株(議決権総数820,518個)に対して最大で0.97%の株式の希薄化(0.97%の議決権の希薄化)が生じます。

また、本日の発行決議に先立つ6ヶ月以内である2026年7月17日に発行を決議し、2026年8月14日付で山本総一、遠山誠司、片岡一則、岡野光夫に対して割り当てられた株式160,000株(議決権1,600個)、2026年9月17日に発行を決議し、同年2026年10月30日から2026年12月30日を払込期日としてCyntec Co., Ltd.に対して割り当てられる株式3,139,700株(議決権31,397個)、並びに2026年10月2日に発行を決議し、2026年10月30日を払込期日として山守康夫に対して割り当てられる株式50,000株(議決権500個)を、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数に合算した総株式数は4,149,700株(議決権数41,497個)であり、これを分子として、2026年3月31日時点の当社発行済株式総数である82,100,758株(議決権総数820,518個)を分母とする希薄化率は5.05%(議決権ベースの希薄化率は5.06%)となります。

これは2026年3月31日現在における当社株式の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満であり、かつ、当該議決権数から過去6ヶ月以内に発行された株式に係る議決権数を控除した株式総数に係る議決権数の25%未満であるため、支配株主の異動を伴うものではないこと(本新株予約権のすべてが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東京証券取引所の有価証券上場規定第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意見確認手続きは要しません。他方で、本新株予約権は、当社の企業価値・株主利益の向上に資するものであり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲内のものと考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
セントラル短資株式会社	東京都中央区日本橋本石町三丁目3番14号	1,635,300	1.99	1,635,300	1.97
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,606,571	1.96	1,606,571	1.94
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	1,116,500	1.36	1,116,500	1.35
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目4番2号	1,100,000	1.34	1,100,000	1.33
中富 一郎	東京都目黒区	1,005,000	1.22	1,005,000	1.21
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山二丁目6番21号	942,400	1.15	942,400	1.14
ノーリツ銅機株式会社	東京都港区麻布十番一丁目10番10号	750,000	0.91	750,000	0.91
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	673,746	0.82	673,746	0.81
京滋建設株式会社	京都府京都市山科区竹鼻堂ノ前町8番地6	640,900	0.78	640,900	0.77
信越化学工業株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	625,000	0.76	625,000	0.75
計	—	10,095,417	12.30	10,095,417	12.18

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2026年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、本新株予約権の全てが行使されたものと仮定し、2026年3月31日現在の発行済株式総数に、割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数800,000株を加えて算出しております。

3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

4 当社は、2026年9月17日開催の取締役会において、Cyntec Co., Ltd.を割当予定先として、当社普通株式3,139,700株を第三者割当の方法により発行すること（以下「本株式第三者割当」といいます。）を決議しております。本株式第三者割当に関しては、同日付で価証券届出書を提出しております。なお、上記「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、本株式第三者割当による新株式の発行を考慮しておりません。

5 2026年6月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社SBI証券が2026年5月28日現在で次のとおり株式を保有している旨の記載がされているものの、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	27,140,000	26.09
計	—	27,140,000	26.09

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第30期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）2026年6月26日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年10月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年7月1日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年10月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年7月17日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（2026年10月16日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2026年10月16日）現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

NANOホールディングス株式会社 本店

（東京都港区愛宕二丁目5番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。